

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	株式会社テクノメディカ
【英訳名】	Techno Medica Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 實吉 政知
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号
【電話番号】	045(948)1961
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 津川 和人
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号
【電話番号】	045(948)1961
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 津川 和人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第30回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金45円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、實吉政知、平澤修、松本俊一、武田真人、井上淳、津川和人の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、安酸庸祐、松尾晋一の両氏を選任する。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

任期満了により取締役を退任する萩原一志氏に対し、当社の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、具体的金額や贈呈の時期、方法等は、取締役会の協議に一任する。

第5号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社取締役8名に対し、支給の時期を各取締役の退任時として、当社の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金の打ち切り支給を実施することとし、具体的金額、方法等は、取締役会および監査等委員である取締役の協議に一任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権/無効 (個)	可決要件	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	66,794	803	3	(注)1	98.81	可決
第2号議案				(注)2		
實吉 政知	67,019	578	3		99.14	可決
平澤 修	67,096	501	3		99.25	可決
松本 俊一	67,100	497	3		99.26	可決
武田 真人	52,999	14,598	3		78.4	可決
井上 淳	67,098	499	3		99.26	可決
津川 和人	67,526	71	3		99.89	可決
第3号議案				(注)2		
安酸 庸祐	53,449	14,148	3		79.07	可決
松尾 晋一	53,440	14,157	3		79.05	可決
第4号議案	42,062	16,776	8,762	(注)1	62.22	可決
第5号議案	26,772	32,066	8,762	(注)1	39.6	否決
第6号議案	67,439	158	3	(注)1	99.76	可決

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日午後5時までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分）に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

なお、賛成の割合の表示は、小数点第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日午後5時までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案について結果が明らかになったことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。